

日本司法支援センター  
点字パンフレット

## 目次

(P.1~2)

1. 法テラスについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
2. このように解決のお手伝いをします・・ P.4
3. 法テラスへのアクセス方法・・・・・・・・ P.5
4. 法的トラブルの例・・・・・・・・・・・・ P.7
5. 情報提供について・・・・・・・・・・・・ P.9
6. 民事法律扶助について・・・・・・・・ P.11
  - (1) 援助の内容・・・・・・・・・・・・ P.11
  - (2) 援助の要件・・・・・・・・・・・・ P.12
  - (3) 民事法律扶助申込みの流れ・・ P.16
    - イ. 審査・・・・・・・・・・・・ P.16
    - ロ. 援助開始決定・・・・・・・・ P.17
    - ハ. 事件完了・・・・・・・・・・・・ P.17

## 7. 日本司法支援センター（法テラス）

全国地方事務所連絡先	P.18
（北海道地方）	P.18
（東北地方）	P.19
（関東地方）	P.19
（中部地方）	P.20
（近畿地方）	P.22
（中国地方）	P.23
（四国地方）	P.23
（九州・沖縄地方）	P.24

## 1. 法テラスについて

法テラスは国が設立した公的な法人です。

遺言、相続、成年後見、借金問題などのトラブルにあったら、まず法テラスへお電話をください。法テラスでは、サポートダイヤルを設け全国の皆様からのお問い合わせを受け付けています。

サポートダイヤルの業務時間は、平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までです。日曜日と祝日は業務をおこなっておりません。

### 法テラス・サポートダイヤル

電話番号 ナビダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

### 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援の知識と経験を持った担当者がお話をうかがいます。

電話番号 ナビダイヤル

0570-079714（なくことないよ）

## 2. このように解決のお手伝いをします

Q1.法制度に関する情報が色々あって、どの情報を信頼していいか自分では判断できません。

A1.法テラスでは、法制度のご案内をします。

P.9の情報提供についてのページをご確認ください。

Q2.窓口は沢山あるけれど、自分にあった窓口なのか分からない。予約が必要なのか連絡先がどこなのか分からない。

A2.法テラスでは、相談窓口のご案内をします。

P.9の情報提供についてのページをご確認ください。

Q3.弁護士・司法書士に相談すべきかもしれないが、そんなお金はない…。

A3.民事法律扶助制度があります。P.11～P.17の民事法律扶助についてのページをご確認ください。

### 3. 法テラスへのアクセス方法

お問い合わせは、電話やメール、面談にて受け付けています。

法テラスでは、法テラス・サポートダイヤルや全国にある法テラス事務所の窓口のほか、ホームページでもお問い合わせを受け付けています。いずれにお問い合わせいただいても、個々の状況に応じた法テラスのサービスへおつながりいたします。

#### 【法テラスへのアクセス】

(1) 法テラス・サポートダイヤルへお電話ください

業務時間は、平日午前9時から午後9時と土曜日午前9時から午後5時までです。通話料は、固定電話からは税別で全国一律3分8.5円、携帯電話からは税別で全国一律20秒10円、公衆電話からは、全国一律1分10円です。

## ■電話番号■

一般的な法制度や相談窓口のご案内は

0570-078374（おなやみなし）

PHSやIP電話からは、

03-6745-5600へ。

犯罪被害者支援ダイヤルへは

0570-079714（なくことないよ）

PHSやIP電話からは、

03-6745-5601へ。

## （2）お近くの法テラス事務所

全国の県庁所在地に設置されている61ヶ所の法テラス地方事務所の窓口には、お問い合わせに対応する専門の職員を置いています。なお、北海道については、札幌市に加え函館市、旭川市、釧路市にも設置されています。

業務時間は、平日午前9時から午後5時までです。各事務所の所在地は巻末をご確認ください。

## 4. 法的トラブルの例

法的トラブルとはどのようなものですか？

例えば、離婚、借金、相続、家屋の明け渡し、交通事故、解雇、給与未払い、犯罪被害など、民事・刑事を問わず、法律を適用することにより、解決が可能な問題が挙げられます。

“生活いろいろ”の困った

- サラ金でお金を借りて返せなくなってしまった。
- 自己破産をしたら、会社を辞めないといけないの？
- 友達にお金を貸したけれど返してくれない。

などの「お金」の問題。

- 妻、または夫から離婚を言い出された。
- 夫が生活費をくれない。

などの「家庭」の問題。

- 夫が亡くなったが、相続の仕方が分からない。

などの「相続」の問題。



- 会社から突然辞めろと言われた。
- 給料を支払ってくれない。
- 有給休暇を認めてくれない。

などの「労働」の問題。

- 振り込め詐欺にあってしまった。
- 訪問販売で、高い商品を買わされてしまった。

などの「消費者」問題。

- 隣の家と敷地の問題でもめている。

などの「近隣」の問題。

これらをはじめ、「交通事故」「犯罪被害」などのさまざまな問題を「法的トラブル」と言います。

## 5. 情報提供について

法テラスでは、サポートダイヤルや地方事務所において、法的トラブルの紛争解決のための法制度や手続、相談窓口を無料でご提供しています。

### ご案内の例

お問い合わせいただくと、このようにご案内をします。

【利用者】 Q.訪問販売で英会話教材を買ったのですが、高額なのでやっぱり解約したいのですが・・・。

【法テラス】 A.契約書面を受け取ってから8日以内なら、クーリングオフできます。

【利用者】 Q.クーリングオフとは何ですか？

【法テラス】 A.クーリングオフとは、一定の期間内であれば、訪問販売等で商品を購入したり、サービスを契約した消費者が、一方的に契約をキャンセル（申込みの撤回、解約）することがで

きる制度です。

詳しくは、法テラス・サポートダイヤルまでお問い合わせください。

法テラス・サポートダイヤル

電話番号 ナビダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

## 6. 民事法律扶助について

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や、必要に応じて、裁判の代理や提出書類の作成を弁護士や司法書士に依頼するときに支払う費用の立て替えを行なう制度です。

### (1) 援助の内容

#### ●法律相談援助

弁護士・司法書士による無料法律相談。

#### ●代理援助

裁判や調停、交渉などで、弁護士・司法書士に裁判手続の代理を依頼するときに支払う費用を立て替えます。

#### ●書類作成援助

自分で裁判を起す場合に、裁判所に提出する書類の作成を、司法書士・弁護士に依頼するときに支払う費用を立て替えます。

## (2) 援助の要件

### ① 収入等の基準

収入や資産等が一定額以下であること。(下記のAとBの基準を満たすこと。)収入等は、夫婦間の紛争の場合を除き、利用者本人だけでなく原則として配偶者の収入及び資産を加算した金額で判断します。

**【基準A】** 収入等が一定額以下であること。

### ●法律相談援助の場合

月収とは、賞与を含む手取り年収の1 / 12をいいます。

月収の目安は、

単身者・・・18万2千円以下  
2人家族・・・25万1千円以下  
3人家族・・・27万2千円以下  
4人家族・・・29万9千円以下です。

ただし、東京、大阪などの大都市の場合は、

単身者・・・20万2000円以下  
2人家族・・・27万6千100円以下  
3人家族・・・29万9千200円以下  
4人家族・・・32万8千900円以下です。

なお、家賃・住宅ローンを負担している場合は、  
上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその金額が加算されます。

限度額は、

単身者・・・・・・・・4万1千円  
2人家族・・・・・・・・5万3千円  
3人家族・・・・・・・・6万6千円  
4人家族以上・・・7万1千円です。

また、医療費、教育費などの出費がある場合は、  
相当額が控除されます。

詳しくは、地方事務所にお問い合わせください。  
問合せ先は、巻末をご覧ください。

## ●代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の収入との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

**【基準B】** 保有資産が一定額以下であること。

## ●法律相談援助の場合

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者は180万円以下、2人家族は250万円以下、3人家族は270万円以下、4人家族以上は300万円以下です。

なお、3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

## ●代理援助・書類作成援助の場合

自宅や係争物件を除く不動産や、有価証券などの資産を持っている場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

### ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責の見込みがあるものも含みます。

### ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。



### (3) 民事法律扶助申込みの流れ

#### ●法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助の利用を希望される方にも、まず法律相談を受けていただきます。

法律相談援助を利用するには前記①と③の条件を満たす必要があります。

#### ●代理援助・書類作成援助の申込み

##### イ. 審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において前記①②③の条件をみたす必要があります。援助を申し込まれた方には、(1) 収入や資産等を証明する書類(給与明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税または非課税証明書等)、(2) 住民票、(3) 事件関連書類、などをご提出いただきます。

## □. 援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用（着手金・実費等）を決定します。決定した費用は法テラスが立て替えて、弁護士・司法書士に支払い、援助を受けた方は原則として毎月5千円～1万円ずつ分割で返済（償還）していただきます。利息はつきません。

次に援助を必要としている方のためにも、返済（償還）していただくことがとても重要です。

## ハ. 事件完了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払い方法を決定します。

なお、生活保護を受給している場合など、生活状況に応じて、立替費用の返済（償還）を免除・猶予することがあります。

詳しくは地方事務所にご相談ください。

## 7. 日本司法支援センター（法テラス）

### 全国地方事務所連絡先

地方事務所の業務時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

法テラスではIP電話を使用しています。

おかけ間違いのないよう、必ず「050」からダイヤルをしてください。

事務所名		電話番号
北海道地方	法テラス札幌	0503383-5555
	法テラス函館	0503383-5560
	法テラス旭川	0503383-5566
	法テラス釧路	0503383-5567

東北地方	法テラス青森	0503383-5552
	法テラス岩手	0503383-5546
	法テラス宮城	0503383-5535
	法テラス秋田	0503383-5550
	法テラス山形	0503383-5544
	法テラス福島	0503383-5540
関東地方	法テラス茨城	0503383-5390
	法テラス栃木	0503383-5395
	法テラス群馬	0503383-5399
	法テラス埼玉	0503383-5375

関東地方	法テラス川越	0503383-5377
	法テラス千葉	0503383-5381
	法テラス松戸	0503383-5388
	法テラス東京	0503383-5300
	法テラス多摩	0503383-5327
	法テラス神奈川	0503383-5360
	法テラス川崎	0503383-5366
	法テラス小田原	0503383-5370
中部地方	法テラス新潟	0503383-5420
	法テラス富山	0503383-5480

中部地方	法テラス石川	0503383-5477
	法テラス福井	0503383-5475
	法テラス山梨	0503383-5411
	法テラス長野	0503383-5415
	法テラス岐阜	0503383-5471
	法テラス静岡	0503383-5400
	法テラス沼津	0503383-5405
	法テラス浜松	0503383-5410
	法テラス愛知	0503383-5460
	法テラス三河	0503383-5465

近畿地方	法テラス三重	0503383-5470
	法テラス滋賀	0503383-5454
	法テラス京都	0503383-5433
	法テラス大阪	0503383-5425
	法テラス兵庫	0503383-5440
	法テラス阪神	0503383-5445
	法テラス姫路	0503383-5448
	法テラス奈良	0503383-5450
	法テラス和歌山	0503383-5457

中国地方	法テラス鳥取	0503383-5495
	法テラス島根	0503383-5500
	法テラス岡山	0503383-5491
	法テラス広島	0503383-5485
	法テラス山口	0503383-5490
四国地方	法テラス徳島	0503383-5575
	法テラス香川	0503383-5570
	法テラス愛媛	0503383-5580
	法テラス高知	0503383-5577



九州・ 沖縄地方	法テラス福岡	0503383-5501
	法テラス北九州	0503383-5506
	法テラス佐賀	0503383-5510
	法テラス長崎	0503383-5515
	法テラス熊本	0503383-5522
	法テラス大分	0503383-5520
	法テラス宮崎	0503383-5530
	法テラス鹿児島	0503383-5525
	法テラス沖縄	0503383-5533

法テラスは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。

正式名称は、日本司法支援センター。

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心の光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」（さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ。）のような場でありたいという意味も込めて法テラスと名づけました。

法テラス・ホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/>

●ホームページ閲覧支援機能

（音声読み上げ・文字拡大）

<http://www.houterasu.or.jp/ewb/index.html>



